

6 福薬業発第 47 号
令和 6 年 4 月 22 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和 6 年度調剤報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、九州厚生局指導監査課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本年度の改定におきましては、前回改定を上回る届出書の提出が予測されるため、6 月分の届出書につきましては、可能な限り **5 月 17 日（金）**までにご提出いただきますようお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

令和6年4月22日

福岡県薬剤師会長 様

九州厚生局指導監査課長

令和6年度調剤報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）

社会保険医療行政に推進につきましては、平素から多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度におきましては、調剤報酬の改定年度となっており、その施行時期については、ご承知のとおり令和6年6月1日とされております。

例年、調剤報酬改定におきましては、保険薬局から大量の施設基準届出書（以下「届出書」という。）の提出がなされておりますが、本年度の改定におきましては、前回改定を上回る届出書の提出が予測されるところです。

つきましては、貴会会員に対し届出書の早期提出への協力を促していただくとともに、特に**次の届出書**につきましては、**可能な限り5月17日（金）までに提出**いただくよう、周知いただければ幸いに存じます。

○ **医療DX推進体制整備加算**

なお、令和6年6月1日から算定を開始する場合の該当届出書の提出は、**令和6年5月2日（木）から同年6月3日（月）（必着）**とされておりますので、ご留意願います。